

諮問番号：令和 2（処分）諮問第 1 号

答申番号：令和 2（処分）答申第 1 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

処分庁名張市長による、審査請求人に対する生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項に基づく認定の申請を棄却する処分（令和元年 11 月 12 日付け名商第 278 号。以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

### 第 2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

中小企業庁による「先端設備等導入計画に関する Q & A」において、創業間もない企業については原則的に認定を受けられないと示されるも、「他方で、1 事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。」と示されている。当該見解を基にすると、わずかな準備費用が生じているに過ぎないような創業間もない時点であっても、決算同様の手順を踏み、精緻な仮決算書や試算表を作成して労働生産性の現状値を把握すれば、これをもって足りる。

処分庁は、審査請求人が示した現状値を開業行為に関する数値として本件処分に至ったとするが、審査請求人は本件処分に係る事業とは別に、他の自治体にある既存の施設において事業を行っている。したがって、審査請求人が示した現状値は開業行為に関する数値ではなく、労働生産性を算定できないものとした本件処分は違法である。

#### 2 処分庁の主張

名張市の導入促進基本計画 1（3）労働生産性に関する目標は、「先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者の労働生産性が年率 3% 以上向上すること」としている。これは、導入促進指針に基づき導入促進基本計画を作成することとされており（法第 37 条第 1 項）、導入促進指針において「先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、市町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては、労働生産性の向上を判断基準として設定すること」（導入促進指針第一 2）とされていることを踏まえ、定めたものである。

法は、短期間での生産性の向上に関する施策を講じることを目的として掲げ（法第1条）、中小企業者の先端設備を、①従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設等であって、②早急な導入によって中小企業者の生産性の向上に不可欠なものと定義している（法第36条第1項）。

この規定における「従来の処理量に比して」という部分から、現状値とは、開業のための行為しか行っていない段階における数値ではなく、今回投入する機械装置を導入しなかった場合の労働生産性の数値と考えるべきである。

審査請求人は申請において、労働生産性の現状値を構成する数値の一つである営業利益について、事業開始前につき売り上げはなく、開業のための準備のための費用のみが発生したとしている。これは、法の趣旨を踏まえれば、上記のとおり現状値とは言えず、法第40条第1項第1号に適合していると認められないため、本件処分に至った。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

#### 2 理由

本件処分に係る事業につき審査請求人の行っていることは開業準備であって、主たる事業を既の実施しているとは言えない。他方で、本件処分に係る事業とは別に、他の自治体にある既存の施設で既に事業を実施している事実もある。

しかしながら、法に基づく導入促進基本計画は自治体単位で作成し、自治体が独自に認定する仕組みであるため、他の自治体における既存施設で主たる事業を実施していたことと、本件処分に係る事業の生産性向上は直ちに結びつかず、自治体単位での生産性向上を判断するものであると考えられる。

例外的に、複数の自治体が部品生産等で相互に関わるものであれば別途考慮が必要と考えられるが、本件処分に係る事業においては場所的に離隔し、設備自体も互いに関連性がないため、他の自治体での事業開始をもって本件処分に係る事業での主たる事業開始とみるべきではない。

したがって、審査請求人は本件処分に係る事業において主たる事業を開始しておらず、開業の準備行為のみを現状値として算出していることから、生産性の向上は認められず、本件処分に違法は認められない。

### 第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和2年5月7日	審査庁からの諮問
令和2年7月3日	審議
令和2年7月6日	答申

## 第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、生産性の数値を算出することは可能であると述べているが、先端設備導入前後の数値の比較において、本来算出すべきである先端設備導入前の数値を算出できていない。また、他市の既存施設における事業についても言及してはいるものの、その数値については示されていない。

原則として、創業間もない企業は認定を受けることができず、例外として認められる場合はあるものの、本件についてはその例外事項に該当しない。

したがって、審査会として本件処分に違法性はなく、妥当であると判断した。

名張市行政不服審査会

会長 辻 陽

委員 木村 那津子

委員 國富 静代

委員 下庄 隆文

委員 中野 栄蔵